

三企第2012号  
平成30年1月26日

三芳水道企業団指定給水装置工事事業者 御中

三芳水道企業団  
企業長 金丸 謙一  
(公印省略)

しゅん工検査事務の変更について

標記の件につきまして、下記のとおり事務の取扱いを変更しますので、お知らせします。

なお、書式等は三芳水道企業団ホームページにも掲載しますので、参考としてください。

また、ファクス等で送付希望がある場合は、お問合せ先まで申し出てください。

## 記

### 1. 事務取扱変更日

平成30年4月1日

### 2. 取扱いの変更内容

現在、三芳水道企業団では給水装置工事について、道路上に埋設されている水道管から分水等した場合に、道路が仮復旧の状態においても三芳水道企業団給水条例施行規則第18条に基づき、しゅん工検査を行っていますが、本来「しゅん工」とは、全ての工事が終了した後のことを指します。このため、給水装置工事においても、道路本復旧も含めた、全ての工事が終了したことをもって「しゅん工」とし、検査を行う事とします。

ただし、道路が仮復旧の状態においても、早急に給水を希望する場合については、給水を行いますので、次の「3. 事務処理方法」を参照し、適切な申請を行ってください。

### 3. 事務処理方法

#### (1) 早急に給水を希望する場合（給水装置検査申請書（新様式）の提出）

給水装置工事のうち、国、県、市道や法定外道路などの道路占有がある工事について、道路が仮復旧のまま給水を受けたい場合に当該様式を提出してください。

この様式の提出があった場合には、道路の本復旧が行われていない場合でも給水装置の検査を行い、給水を行います。

この給水装置の検査については、しゅん工検査に準じて行われるため、専属の

主任技術者の立会が必要となります。

ただし、給水装置の検査のみで、法令に定める、いわゆる工事のしゅん工とはなりません。工事のしゅん工となるためには、道路占用の許可条件にある工期を必ず守って道路本復旧工事を行い、道路本復旧工事に関する書類を三芳水道企業団給水条例施行規則に定める、第4号様式「しゅん工検査申請書」とともに全て提出し、改めて検査を受けることが必要です。この検査は、書類検査のみとなります。

なお、しゅん工検査を受けなければ、指定給水装置工事事業者の指定停止、若しくは取消の対象となるので注意してください。

## (2) 本復旧を行ってから給水する場合（しゅん工検査申請書（これまでの様式））

給水装置工事の申込当初から本復旧を行った後に給水を受けることとする場合は、道路本復旧工事完成後に道路本復旧に関する写真等の書類を添付して提出してください。「給水装置検査申請書」の提出は必要ありません。

しかしながら、給水装置工事の施工中に、急遽給水をしなければならないようになった場合は、「(1) 早急に給水を希望する場合」の内容に準じて事務処理をお願いします。

お問合せ先

〒294 - 0045

館山市北条 1145 番地の 1

三芳水道企業団

業務係 井上 英介

T E L 0470 - 22 - 3782

F A X 0470 - 22 - 2220

E-mail (共通) pww\_344@awa.or.jp